

国地契第5号
国官技第53号
国営計第16号
国北予第4号
国港総第116号
国港技第21号
平成30年5月31日

各地方整備局 総務部契約管理官 殿
 企画部技術調整管理官 殿
 営繕調査官 殿
 港湾空港部事業計画官 殿
北海道開発局 事業振興部工事管理課長 殿
 営繕品質調査官 殿

大臣官房地方課公共工事契約指導室長
大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長
大臣官房官庁営繕部計画課営繕計画調整官
港湾局総務課調整官
港湾局技術企画課港湾保全政策室長
北海道局予算課長

請負代金内訳書に明示される法定福利費の
適切な支払いのための取組について

工事請負契約書第3条に基づく請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）における法定福利費の明示については、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号）及び「工事請負標準契約書の制定について」等の一部改正について」（平成29年9月1日付け国港総第254号）等に従い、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始した工事から実施しているところである。今般、受注者から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるための取組の一環として、当面の間、下記のとおり行うこととしたので、遺漏無きよう取りはからわりたい。

なお、本通知は、平成30年6月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。

記

1. 受注者が決定したときは、当該受注者に対し、内訳書に法定福利費を記載する際に、以下の点に留意するよう周知徹底を行うこと。
 - ・ 計算間違い等、数值的・機械的に誤っていないこと。
 - ・ 法定福利費の算出に当たって、国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」（平成27年5月26日）に準拠する等、適切な方法で行っていること。
 - ・ 下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請業者分の法定福利費を含めていること。

2. 受注者から内訳書が提出されたときは、その内容を確認し、受注者が記載した法定福利費が、公表している「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」に比して著しく低い場合（具体的には2分の1以下を目安とする。）には、受注者に対して法定福利費の額の算出・記載に誤りがないか確認を行うこと。

3. 当面の間、上記2. により確認を行った工事については、四半期毎に、別添の様式に必要事項を記載した上で、本省地方課又は港湾局総務課に提出すること。